

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、新型コロナワクチン接種対策室長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。